塾・予備校における著作権と著作権処理の実務

第5回

著作物利用許諾手続きの流れ（現代文、図版）

著作物の利用許諾を得るには？

みなさんこんにちは。株式会社ブルームーンの阿南です。
著作権に関する連載も第５回目を迎えました。これまでは、著作権に関する様々な権利関係、そして、それらの権利を保護する著作権法の規定などについて概観してきました。この連載をお読みの皆さんも、『著作権者から利用許諾を得ること』の法的意味について、ご理解いただけたのではないかと思います。
そこで、今回と次回の最終回において、具体的に当社で行なっている利用許諾申請手続きについてお話ししたいと思います。今回は利用許諾申請の対象を現代文と図版に絞り、その手続きの流れをご紹介します。

現代文の入試問題を使う場合

使用したい日本語文章が、中学・高校・大学の入学試験に使われていた『入試問題』であった場合、利用許諾申請を行なう対象は複数考えられます。

①著作権者
②出題者（中学・高校・大学・大学入試センター）
③新聞社（使用対象文章が新聞記事の場合）
④出版社（使用対象文章が外国語の翻訳である場合）

などです。場合によっては、著作者（作家や文筆業者）が死亡または消滅し、その権利を承継しているときは、その承継者に対して手続きをとらなければなりません。なぜなら、著作権の財産的側面により、著作者人格権を除く著作権は相続の対象となるからです。

現代文手続きフロー

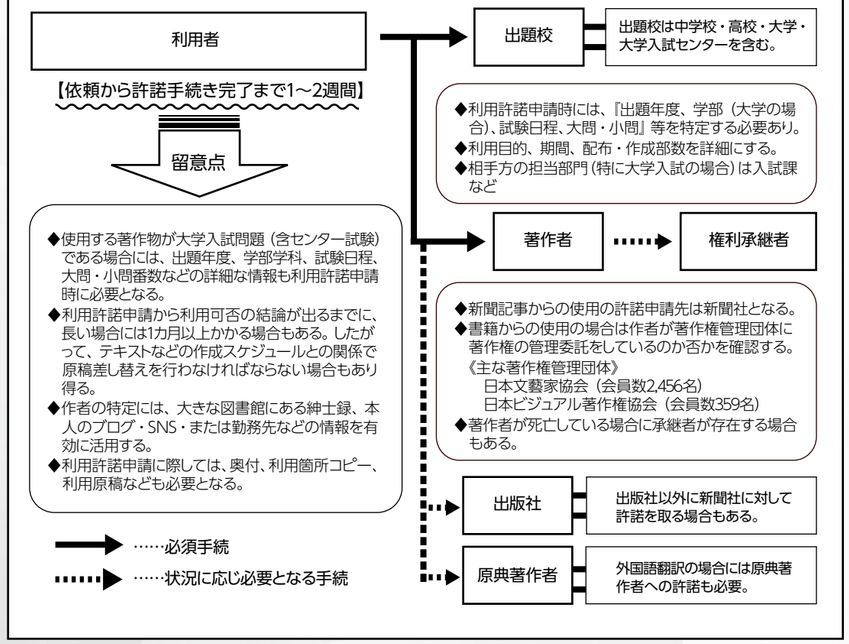

図版の入試問題を使う場合

みなさんが塾・予備校において現代文の著作物や図版を使用しようとする場合には、それぞれに手続きのフローで明記したような手順が必要になってきます。このような手続きは、当然ながら著作権法に基づく著作者および著作権者の権利を保護するために不可欠なものです。テキストの作成進行上、どうしても許諾申請手続きが時間的に間に合わないという場合に、「仕方ないので、許諾申請しないで使ってしまえ」という乱暴なことはできません。必ず、適正な手順と手続きを経なければなりません。

図版手続きフロー

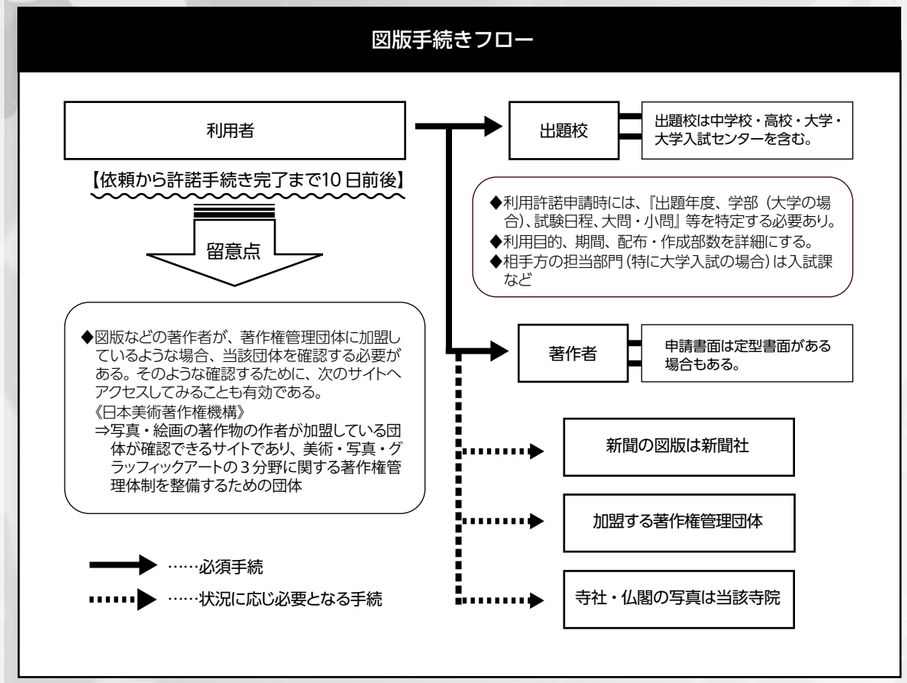

ブルームーンが著作権利用許諾問題を解決します！

今この連載シリーズをお読みの方の中には、塾・予備校で実際に教材作成の業務を担当していらっしゃる先生方も少なくないと思います。そのような先生方も、著作権に対する認識を改めて頂けたのではないかと思います。また、大学が受験生を対象としたオープン・キャンパスなどで、自らの大学で出題した入試問題を印刷して参加した受験生等に配布する際にも、事前に利用許諾を得なければならないことは意外と知られていないのではないでしょうか。そして、著作権に関するご相談は当社（ブルームーン）が無料で承ります。塾・予備校・大学・教材出版において著作権処理業務に関わっているご担当のみなさま、著作権者にたどり着かないときは、当社にぜひご連絡ください。迅速かつ丁寧に問題解決へ向け対応いたします。最終回の次回は、外国語（英語）に関する利用許諾についてお話しいたします。

株式会社ブルームーン
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前4-3-15
東京セントラル表参道312
電話：**03-6447-4040**
Fax：03-6447-4041
info@bluemoon-copyrights.co.jp
http://bluemoon-copyrights.co.jp/